

【伊丹市様式】＜※機械で読み取りますので、枠内に丁寧にご記入ください。＞

〈様式1〉子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合（一時利用除く）は、本認定申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		申請日				年				月				日														
代表 保 護 者	申請子ども との続柄	☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）										認定希望日 （施設利用開始日）		2	0	2		年			月			日				
	フリガナ											生年月日（西暦）						年			月			日				
	氏名											備考等																
	現住所	〒 —																										
現住所が市外の場合、 市内転入後の住所	〒 —																											
日中の連絡先（電話番号） ＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。																												
①															②													
	☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）													☐ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）														
子 申 請 ど も	フリガナ											生年月日（西暦）		2	0			年			月			日				
	氏名											備考等																
	現住所 （保護者と異なる場合のみ記入）	〒 —																										

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

フリガナ		所在地 (伊丹市内は記入不要)	〒 ー 市 ()		
施設名		利用開始予定日	年 月 日		

平成28年1月より、社会保障、税・災害対策の行政手続に個人番号の届出が必要になりました。個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項表第1の8及び94の項、伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第3条第1項表第1市長の項第1の3及び7の項、同表教育委員会等の項第1項で定めた事務に使用します。個人番号の届出については、番号確認書類【個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票等】及び本人確認書類【1点確認：個人番号カード・運転免許証・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳在留カード・特別永住者証明書・運転経歴証明書・写真付の身分証明書】または【2点確認：公的医療保険の保険証年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書】を提示（施設を経由する場合は写しを添付）したうえで、備考欄にご記入ください。

※保険証の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようにマスキング等を行ったうえで写しを添付してください。

受 付 印

*市区町村記載欄

[illegible]

記載例

【申請にあたって同意していただく事項】

- 以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請日 2024年 11月 1日

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入して下さい。

平成28年1月より、社会保障、税、災害対策の行政手続に個人番号の届出が必要になりました。個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項表第1の8及び9の4項、伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例第3条第1項表第1市長の項第1の3及び7の項、同表教育委員会第1項で定めた事務に使用します。個人番号の届出については、番号確認書類【個人番号カード・通知カード・個人番号が記載された住民票等】及び本人確認書類【1点確認：個人番号カード・運転免許証・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳在留カード・特別永住者証明書・運転経歴証明書・写真付の身分証明書】または【2点確認：公的医療保険の保険証年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書】を提示（施設を経由する場合は写しを添付）したうえで、備考欄にご記入ください。

※保険証の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようマスキング等を行ったうえで写しを添付してください。

*市区町村記載欄

[illegible]